

被扶養者(異動)届に必要な添付書類一覧表

◆必ず添付する書類

| 認定対象者の状況等 | 提出添付書類 | 注意事項 |
|-----------------|-----------|----------------------------|
| 全員 | 被扶養者(異動)届 | 当健保組合HPF申請書]内でダウンロードしてください |
| 全員 ※出生の場合は除く | 被扶養者認定資料 | 当健保組合HPF申請書]内でダウンロードしてください |
| 全員 | 被扶養者個人番号届 | 当健保組合HPF申請書]内でダウンロードしてください |

◆該当者別に添付する書類

| 認定対象者の状況等 | 提出添付書類 | 注意事項 |
|---|---|--|
| 認定対象者の学生全員 | 右記のうちいずれか1点 ・学生証の写し(有効期限記載部分を含む) ・在学証明書 ※夜間部、通信課程在学中の場合は、非課税(課税)証明書のみを提出してください。 | |
| 義務教育終了後で学生以外の無職無収入の方 | 以下のうちいずれか1点 ・非課税(課税)証明書 ・所得証明書 ※市区町村役所で取り寄せてください。 | 現在は無職だが、左記の証明書に収入金額が記載されている場合は、「被扶養者認定資料」の①欄に、退職日を記入してください。 |
| 現在、働いている方 | 以下のうちいずれか1点 ・直近の源泉徴収票の写し ・直近の3ヶ月分の給与明細の写し | 非課税分も含めた総支給額で判断します。 |
| 自営業(個人事業主)の方や 不動産所得等がある方 | 以下3点 ・前年の確定申告書の写し ・経費がわかる収支内訳書の写し ・直接的必要経費申告書 | 収入から差し引く経費は、税法上認められている経費ではなく、事業をするにあたって当組合が認めた必要最低限のものに限ります。 |
| 個人事業を廃業された方 | ・廃業届での税務署確認印のある写し | |
| 年金を受給されている方 ※遺族年金・障害年金も収入に含む | 以下のうちいずれか1点 ・直近の年金額改定通知書の写し ・直近の年金振込通知書の写し | |
| 傷病手当金・出産手当金受給者 | ・給付金支払い通知書の写し | 基本手当月額が3,611円以下(60歳以上の方は4,999円以下) |
| 退職した方 | 以下のうちいずれか1点 ・退職証明書 ・健康保険資格喪失証明書 ・離職票の写し | |
| 雇用保険の失業給付金を受給している方 ※待機期間、給付制限期間の方を含む | ・雇用保険受給資格者証の第1面、第3面の写し | 基本手当月額が3,611円以下(60歳以上の方は4,999円以下) |
| 雇用保険の失業給付金を受給終了後、無職無収入の方 | ・終了印のある雇用保険受給資格者証の写し | |
| 別居している方 ※学生及び16歳未満の方は除く | 以下のうちいずれか1点 ・直近3ヶ月分の振込明細書の写し ・直近3ヶ月分の振込が確認できる部分の通帳の写し(表紙含む) ・直近3ヶ月分の現金書留の控え | 単身赴任の場合は、事業主の単身赴任証明書のみ添付してください。 第三者が見て、送金が確認できる書類が必要です。 (手渡しなどは認定できません。) |
| 同居が条件の方 | ・続柄を記載した世帯全員の住民票 | |
| 内縁の配偶者 | ・双方の戸籍謄本 | |
| 外国籍の方 | 以下2点 ・在留カードの写し(両面) ・続柄を記載した世帯全員分の住民票 | |
| 養子縁組をした方 | ・戸籍謄本 | 住民票は実子も養子も「子」と記載されるため、認められません。 |
| 再婚等による連れ子 | ・続柄を記載した世帯全員の住民票 | |
| 被保険者と認定申請者の氏名が異なる場合 | 以下のうちいずれか1点 ・続柄を記載した世帯全員の住民票 ・戸籍謄本 | |
| 夫婦共働きで子を扶養する場合 | 給与収入の配偶者(次の2点) ・直近の3ヶ月分の給与明細の写し ※産休取得者の場合は、産休取得前の直近3ヶ月分 ※育休取得者の場合は、直近の「育児休業給付金支給決定通知書」の写し ・直近の源泉徴収票の写し 自営業の配偶者(次の2点) ・前年の確定申告書の写し ・経費がわかる収支内訳書の写し ※次の方が配偶者の場合は、添付書類は不要です。 ・当組合の被保険者(被扶養者異動届の欄外に氏名、保険証の記号・番号を記入) ・被保険者の被扶養者として加入 | |

※次の書類については、交付から90日以内のものをご提出ください。 戸籍謄(抄)本、住民票、非課税(課税)証明書、所得証明書、在学証明書

※必要に応じて追加書類を求める場合があります。 ※添付書類は状況により変更となる場合がございます。ご了承ください。